

山口県報

平成17年
11月4日
(金曜日)

目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(柳井市) (市町村課)	三
救急病院の認定(医務課)	三
保安林予定森林(森林整備課)	三
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	四
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	五
臨港地区の決定(港湾課)	五
臨港地区の分区の指定(港湾課)	五
道路の位置の指定(建築指導課)	六
公告	六
県営中山地区中山間地域総合整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)	六
防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
契約の締結(建築指導課)	八
公安委公告	八
契約の締結	八
雑報	九
県報の正誤(平成十七年三月三十一日山口県監査委員規程第一号)	九

山口県告示第六百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、柳井市長から柳井市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年九月二十八日確認した旨の届出があった。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一地点先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結び昭和六十三年五月二十七日付け指令港湾第一六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +二・八〇メートル)、2の地点から4の地点までを順次結んだ線及び1の地点と4の地点を結び昭和五十七年秋分の満潮位(D・L. +二・八〇メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一、七〇〇・〇三平方メートル

- 1の地点 柳井市北浜の松ヶ崎三等三角点(北緯三三度五七分四〇・三四一秒東経一三二度〇七分〇〇・四〇七秒)から一二〇度四六分一三秒七四二・〇四メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一九二度三六分五五秒五六・五〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から四八度〇〇分〇〇秒三六・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九〇度〇〇分〇〇秒七二・五〇メートルの地点

柳井市伊保庄字小田浜四八五四に沿接する堤から同字四八六四の二五に沿接する堤に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結び平成八年秋分の満潮位(D・L. +三・一一メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一、三二六・四二平方メートル

- 1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分三三・三八六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三七度二二分四八秒一、六七二・四九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一三五度〇三分三一秒七九・九四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五一度二九分一〇秒二〇・一四メートルの地点

- 4の地点 3の地点から一五五度四八分二九秒五九・九九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一六四度五六分一九秒二〇・〇四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七九度四四分五八秒八七・一五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四三度三九分〇九秒五・四五メートルの地点

柳井市大字伊保庄字小木尾四四六八の一〇から同大字字木戸四二六四の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から26の地点までを順次結んだ線、26の地点と27の地点を結ぶ昭和四十九年九月二十日付け指令港湾第六二六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・五〇メートル)及び1の地点と27の地点を結ぶ平成十一年秋分の満潮位(D.L. +三・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地三、三一・〇八平方メートル

- 1の地点 柳井市大字伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分二三・三六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三三度一〇分四〇秒一、二五四・八六メートルの地点

- 2の地点 1の地点から六九度〇六分〇六秒五・三八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三五八度四五分三秒四一・四七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三五八度三四分五二秒六・八四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三五九度一九分五〇秒五・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一度三三分五秒五・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三度一七分五二秒五・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三度二二分四秒五・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四度二八分二秒五・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から五度〇四分四秒五・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から五度四九分〇四秒五・〇〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から六度一六分四三秒五・〇〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から七度一二分〇九秒五・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から八度一六分四二秒五・〇〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から八度五二分二秒五・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から九度三八分一九秒五・〇〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一〇度二〇分一六秒五・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇度二一分三七秒五・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一二度二五分五七秒五・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一二度四四分一七秒五・〇〇メートルの地点

- 21の地点 20の地点から一三度四一分三九秒五・〇〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一三度四八分四二秒六・六六メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二八三度一三分三七秒一六・一〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二五六度三二分二秒六・一六メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三四六度三分一六秒四・一一メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二五八度一四分三三秒三四・三一メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一五九度二一分三〇秒三六・一五メートルの地点

柳井市伊保庄字小木尾四四六八の一〇から同市伊保庄字黒嶋五二九二の九に沿接する堤に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から54の地点までを順次結んだ線及び1の地点と54の地点を結ぶ平成十一年秋分の満潮位(D.L. +三・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地三、六九六・一四平方メートル

- 1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分二三・三六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三九度五八分〇五秒一、一六二・〇二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から四八度〇二分一八秒三・九六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三一七度〇一分五四秒一七・五八メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三四六度〇〇分〇五秒八・五四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三四七度三五分四九秒九・九九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三四九度二〇分〇一秒九・六七メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三五〇度二三分一七秒二・四三メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三五一度〇三分二〇秒五・七〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三五一度五三分三四秒五・九九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三五三度二四分三九秒九・九八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三五四度五九分二五秒一〇・〇一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三五六度三一分五三秒一〇・〇一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三五八度一八分一四秒一〇・〇一メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三五九度五二分一七秒九・七〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇度四七分四〇秒二・四三メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一度四六分三四秒五・八七メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二度五五分四一秒九・九八メートルの地点
- 18の地点 17の地点から四度三九分二〇秒一〇・〇二メートルの地点

19の地点	18の地点から六度二二分二秒九・九八メートルの地点
20の地点	19の地点から八度〇九分三秒一〇・〇メートルの地点
21の地点	20の地点から一度四分一九秒九・九九メートルの地点
22の地点	21の地点から一度四分五秒一〇・〇メートルの地点
23の地点	22の地点から一度四分五秒九・三〇メートルの地点
24の地点	23の地点から二八度四分三秒八・三三メートルの地点
25の地点	24の地点から二八度三分四秒四・一・八〇メートルの地点
26の地点	25の地点から二八度三分三秒七・七九メートルの地点
27の地点	26の地点から三四度五分五秒九・一・九メートルの地点
28の地点	27の地点から二五度三分一・二秒六・四一メートルの地点
29の地点	28の地点から一六度三分四秒六・八九メートルの地点
30の地点	29の地点から一六度三分一・六秒四・一一メートルの地点
31の地点	30の地点から七六度三分一・二秒六・一六メートルの地点
32の地点	31の地点から一〇度三分三秒七・一・一〇メートルの地点
33の地点	32の地点から一九度四分四秒二・二九メートルの地点
34の地点	33の地点から一九度四分四秒二・二九メートルの地点
35の地点	34の地点から一九度四分三秒九・〇〇メートルの地点
36の地点	35の地点から一九度四分一・七秒五・〇〇メートルの地点
37の地点	36の地点から一九度四分一・七秒五・〇〇メートルの地点
38の地点	37の地点から一九度四分一・七秒五・〇〇メートルの地点
39の地点	38の地点から一九度四分一・七秒五・〇〇メートルの地点
40の地点	39の地点から一九度四分一・七秒五・〇〇メートルの地点
41の地点	40の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
42の地点	41の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
43の地点	42の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
44の地点	43の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
45の地点	44の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
46の地点	45の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
47の地点	46の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
48の地点	47の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
49の地点	48の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
50の地点	49の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
51の地点	50の地点から一八度五二分一・二秒五・〇〇メートルの地点
52の地点	51の地点から一七八度四分五二秒六・八四メートルの地点

53の地点 52の地点から一七八度四分五二秒一・四七メートルの地点
 54の地点 53の地点から二四九度〇六分〇六秒五・三八メートルの地点

山口県告示第六百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
岩国市医療センター医	岩国市室の木町三丁目六番二	号	平成二〇、	八、	九
師会病院					

山口県告示第六百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 美祢市大嶺町興分字荒田七〇八、七二八、一三〇八、一三〇九、一三〇九の一、一三〇九の三、東厚保町川東字森本二二八、二二二九、二八四六、字座主ヶ谷二二八
- 二 指定の目的
 - 水源のかん養
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び美祢市農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

熊毛郡田布施町大字麻郷字下八海九、一〇、一六の一、一九の六、三四、字八海平四五七の一、四六〇から四六二まで、四六四、四六五、四六八、四六九の一、四六九の三、四六九の四

阿武郡阿武町大字宇田字清水川九六の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊毛郡田布施町大字麻郷字下八海九・一六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一九の六、三四・字八海平四五七の一・四六二・四六四・四六五・四六八・四六九の一・四六九の三・四六九の四(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿武町大字宇田字清水川九六の六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十一第二項の規定により、山口県立おのだサッカー交流公園整備工事(第一工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下、「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立おのだサッカー交流公園整備工事(第一工区)

(一) 工事場所 山陽小野田市大字小野田字末広七五二五番一七

(二) 工事の概要

芝	工	種	面	積
張	り			
り	工			
				九、九六〇平方メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下、「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が造園工事のA等級であること。

2 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下、「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(造園工事業及び土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

2 平成十七年十一月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの造園工事の数値が八百以上であり、かつ、土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が法第三条第六項に規定する一般建設業の許可(造園工事業に係るものに限る。)又は特定建設業の許可(造園工事業に係るものに限る。)を受けていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下、「申請書等」という。)を提

出しなければならぬ。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 一般建設業又は特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十一月十四日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十二月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六―二一―七二二五)にすること。

山口県告示第六百六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

一 河川の名称

阿武川水系蔵目喜川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年十一月四日

三 廃川敷地等の位置

萩市大字吉部上字下井手川三二六四番三

字行沢三二七〇番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三六・二〇平方メートル

山口県告示第六百七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、角島港臨港地区を次のとおり定めた。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

一 臨港地区の区域

(一) 位置

下関市豊北町大字角島

(二) 面積

五・〇ヘクタール

二 臨港地区の区域の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役所豊北総合支所

山口県告示第六百八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、角島港臨港地区の分区分を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役所豊北総合支所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

一 分区分の種類

商港区及び漁港区

二 分区分の位置及び区域

(一) 商港区

- 1 位置
 - 下関市豊北町大字角島字弁才天、字沖田、字朝晩田、字黒瀬及び字新波戸の各一部並びに字五十新開地先
 - 2 面積
 - 四・三ヘクタール
- (二) 漁港区
- 1 位置
 - 下関市豊北町大字角島字朝晩田及び字浜淵の各一部並びに字朝晩田地先
 - 2 面積
 - 〇・七ヘクタール

山口県告示第六百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町三丁目二八五の七	六・〇	三九・七	二四五・五七



(五八二) 県営中山地区中山間地域総合整備事業に係る不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営中山地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めぬ土地として指定しました。

平成十七年十一月四日

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
玖珂郡周東町大字中山字流田四〇〇の三	雑種地	二・〇三
" " " " " " " " " " " " " " " "	原野	六六
" " " " " " " " " " " " " " " "	雑種地	六五
" " " " " " " " " " " " " " " "	"	一一九
" " " " " " " " " " " " " " " "	田	八六
" " " " " " " " " " " " " " " "	原野	四四六
" " " " " " " " " " " " " " " "	"	二一〇
" " " " " " " " " " " " " " " "	畑	六四七

(五八二) 防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五八三) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五八四) 周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開催の日時
平成十七年十一月二十二日（火曜日）午後二時
- 二 開催の場所
周南市古川町一番一七号
周南市新南陽総合福祉センター
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する周南都市計画公園五・五・四百一永源山公園
次のとおりとする。
- 四 公述の申出手続
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十七年十一月十五日（火曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三〇一八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成十七年十一月十五日までの消印のあるものに限ります。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。
五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七二五）にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課
周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所
周南市岐山通一丁目一

周南市都市開発部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(五八五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡五丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市梅園町二丁目三二番地の一
野村 正人
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡五丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武下二九八番地の二三
有限会社イマイ不動産

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字西豊井字岩崎
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市古川町四丁目三番四号
明正建設株式会社

(五八六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
維新百年記念公園陸上競技場改築事業設計業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社佐藤総合計画 東京都港区新橋四丁目六番一五号
- 六 契約金額
二億三千九百四十万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第六号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
指紋自動識別システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年八月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目二九番一一号
- 六 落札金額
九百五十七万六千円
- 七 入札公告日
平成十七年七月十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



正 誤
平成十七年三月三十一日山口県監査委員規程第一号（山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程）



三	ページ		
下	段		
六	行		
同条中		誤	
同条中「課を」を「班を」に、			正

平成十七年十一月四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）